

第7回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

NO.	カテゴリー	Q	A
1	他市の条例について	菊池市の条例は、合併しても市内の特定地域内だけで生きている可能性あり。失効しているとは限らない。	菊池市役所に確認いたしました。条例については、合併の時点で失効となり、今年度9月市議会に、内容を見直した上で上程されるということです。
2	他市の条例について	基本条例は多くの市で制定されるブームのようにになっているが、策定を中止している市の理由を詳しく知ることも大切。特別な中止理由があり、それが調布市にも関係がある場合もありうるからである。	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。
3	他市の条例について	研究をするということは内容を示して、その各市ごとの特徴を羅列すると分かりやすいかもしれない。	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。
4	他市の条例について	大和市の制定への人集めの技術（自治会や知人からのメール）は、調布市でもおおいに使うべきである。	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。
5	策定への市民参加について	市が中心になって条例をつくるのはよくない。大和市のように素案づくりから市民同士が議論しあって作り上げていくほうが良い。	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。
6	策定への市民参加について	私は小学校1年のとき、先生から最初から完全な文章を作れる人はいないと習った。有名な文学者であっても清書の前は多くの修正があるのが普通ということであった。基本条例の作り方も同じであることは大和市の例で見ても明らかである。 市民同士で何度ものたたき台の修正 前述5・6を実現していくことは私も賛成である。	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。

7	策定への市民参加について	<p>市民公募をした研究会はどのような会でも大切にすべきであるが、その中でも企業や宗教団体などがバックにない研究会は、バックの影響がないので、純粋な市民の意見を見出しやすい。この点は尊重すべきである。これは懇談会の委員が最初の素案を研究の上作成する上でも尊重すべきである。他の団体の案は懇談会の素案づくりにとり入れるかは委員の自由であることを忘れてはならない。あくまでも委員の総意として最良のものをつくるのが大切。</p>	<p>市民参加は、機会の公平性も維持されなければならないと考えます。懇談会として、市民の団体からの素案を入れるとすれば、特定の団体が有利に関わったということのないような手段が必要であると考えております。</p>
8	策定への市民参加について	<p>スケジュールに遅れが生じているように思える。だからといって拙速では困る。が、そろそろ盛り込むべき項目を検討してはどうだろうか。加えて、どんな条例としたいのかを。</p> <p>さらに言うなら、市民の目に触れさせ、議論を起こしていく方法、手段についても考えるべき時期にかかっているように思える。</p>	<p>懇談会のスケジュールについては、懇談会の議論が十分になされることを優先しており、座長、委員の意向を入れながら進めたいと考えております。御意見のとおり、拙速であってはないと考えておりますので、今後の進め方についても懇談会と事務局で検討していきます。</p>
9	策定への市民参加について・高校生ヒアリングについて	<p>市民懇談会に託されたものは、調布の基本条例をどのような過程を経て、進めていくかということの制度設計することが第一義ではないかと思えます。委員の方の何人かが発言されていたように市民自治の基本となる条例であることから、市民の参加・参画は前提条件だと思えます。市民参加プログラムにも基本となる条例は市民参加手続きをと記載されています。</p> <p>公募委員を募った際も、選にもれた方もいるでしょうし、傍聴される方もいます。関心のある市民も存在していると思えます。具体的内容に入るには少なくとももう少し広げた形で始めていく必要があるのではないのでしょうか。議会も本来は自らのあり方等について提案すべきと認識しています。様々な学習会やワークショップ等も重ねながら広げていく努力は、行政にとっても「なぜ自治条例が必要か」に関してどんな理念のもとに臨んでいるかが問われていると思えます。大和市は基本条例の前に確か市民参加（推進？）条例があったと思えます。これも職員と市民と一緒にスタートで作られたはずで。行政も市民参加のガイドライ</p>	<p>今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。</p>

		<p>ンである市民参加プログラムを活用して懇談会委員の方と協働して進めていく方向性を検討されてはどうか。いずれ20万市民に影響のある条例をどんな過程で進めるかについて、少しでも多くの市民が関心を持って向かい合えるような方法について検討をお願いします。高校生へのアンケートは、斉藤委員が発言されたように伝えるべきメッセージがあれば十分考えられると思います。高校生は、条例が制定された後、まちをリードする市民です。市はさまざまな層の市民の意見を反映しようとする姿勢をあらかじめ条例に取り入れていこうとする懇談会の姿勢には共感します。大変ですがよろしくをお願いします。急がずじっくり私たちの自治の基本になる条例制定へ向けての過程から自治を体感できるとありがたいです。</p>	
10	高校生ヒアリングについて	<p>私の高校時代、体育祭前夜祭（学校行事）の終了は20時位だったような。</p>	<p>行政として、学校へ協力を依頼するに当たっては、参加する高校生の安全が第一でありますので、実施の時間帯については、学校及び生徒と調整をいたします。</p>
11	高校生ヒアリングについて	<p>調布ケーブルテレビで以前「中学生の意見」というのをやっていた。たづくりの12階で活発な意見交換が見られた。冷暖房が効いていて会場はよいかも。</p>	<p>今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。</p>
12	高校生ヒアリングについて	<p>高校生のヒアリングについては、高校生に会合の目的を話して参加をしてもらうことが大切。話が余分なところに行きそうになったときは、高校生に大人が提案して、会合の目的を達成するのに必要な話であるかを考えてもらうことが大切。ここでは、必要性については高校生の考え方を尊重することがファシリテーターの技術である。高校生の選定は都立だけでなく、私立も入れることが大切。</p>	<p>今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。</p>
13	その他	<p>委員のもっていた資料を知りたい。</p>	<p>「ドキュメント・市民がつくったまちの憲法」(ぎょうせい)牛山久仁彦監修 大和市企画部編著 であると確認しました。</p>

14	その他	<p>女性の委員 2 名の方がそれぞれ大和市，三鷹市での市民向け説明会に自主的に参加されたことに敬意を表します。有益な情報を入手されていたことをうれしく思いました。なお，願わくは他市の条例も考慮された上で，調布市として，ぜひ盛り込まなければならない事項について自らの見解を固め，発表（市民懇談会での発言）されることを期待したいと思います。</p>	<p>委員へ開示します。</p>
15	その他	<p>第 6 回傍聴アンケートの回答 NO.1 について，懇談会で取り上げた内容は懇談会で論じて考えていくものである。従って，事務局への意見ではなく，懇談会への意見である。</p>	<p>すでに内容は委員に開示しておりますので，今後の参考とさせていただきます。</p>